

トラサク サービス契約約款

2026 年 3 月 25 日

株式会社トヨタシステムズ

第1章 総則	4
第1条	4
第2条	4
第3条	4
第4条	5
第2章 トラサク サービス	6
第5条	6
第6条	6
第7条	6
第8条	6
第9条	6
第3章 契約	8
第10条	8
第11条	8
第12条	8
第13条	8
第4章 契約者等の義務	9
第14条	9
第15条	9
第16条	9
第17条	10
第18条	10
第19条	11
第5章 保守	12
第20条	12
第6章 解約・契約解除およびサービスの利用中断等	13
第21条	13
第22条	13
第23条	13
第24条	14
第25条	14

第7章 利用料金.....	15
第 26 条.....	15
第 27 条.....	15
第 28 条.....	15
第 29 条.....	15
第 30 条.....	15
第 31 条.....	16
第 32 条.....	16
第8章 損害賠償.....	17
第 33 条.....	17
第 34 条.....	17
第 35 条.....	17
第 36 条.....	18
第 9 章 雜 則.....	19
第 37 条.....	19
第 38 条.....	19
第 39 条.....	19
第 40 条.....	19
第 41 条.....	20
第 42 条.....	20
第 43 条.....	20
第 44 条.....	20
第 45 条.....	20
附則.....	21

第 1 章 総 則

(約款の適用)

- 第 1 条 株式会社トヨタシステムズ(以下、「当社」といいます。)は、「トラサクサービス契約約款」(以下、「本約款」といいます。)を定め、本約款に基づき、トラサク サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2 当社は、本約款に附帯して必要に応じて特約を定めることができることとします。この場合、特約は本約款の一部を構成するものとし、本約款と特約が異なる場合には特約の定めが優先するものとし、
- 3 契約者は、本約款、細則(第3条で定義します)および特約を遵守しなければならないものとします。

(約款の変更)

- 第 2 条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合当社の本サービス提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 前項により本約款を変更する場合は、通知および説明に代えて、当社の指定するホームページに掲示します。
- 3 前項にかかわらず、契約者に不利な本約款の変更に関し、その変更の効力発生日を定め、事前にその旨を契約者に書面、FAX または電子メールをもって通知します。

(細則)

- 第 3 条 本約款に定めのない事項で本サービスの提供の上で必要な細則については、当社がこれを定めます。
- 2 本サービスの提供に必要なトラサクサービス仕様書(以下、「サービス仕様書」といいます)は細則の1つを構成します。
- 3 細則を変更する場合、前条第 1 項及び第 2 項の定めを準用します。

(用語の定義)

第4条 本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
トラサク サービス	インターネット経由で利用できるクラウド(SaaS)型 のトラック 着発管理サービス
契約者	第11条第1項に基づき当社と本サービス利用契約を締結している者
会社管理者	当社との連絡、協議等の任にあたらせるものとして、契約者が選任した者 会社管理者はその管掌に係る利用ユーザーからの問合せ窓口となる
拠点管理者	本サービスを利用する現場拠点を管理する者 拠点のトラック運行計画の取込およびトラック着発実績を確認・管理する
利用ユーザー	会社管理者および拠点管理者を含む本サービスの利用者
会社管理者ID	各契約者つき1個発行される会社管理者用ID
拠点管理者ID	各拠点につき2個発行される拠点管理者用ID
受入端末ID	受入端末1台につき1つ発行される受入端末用ID
利用ユーザーID	契約者に発行される会社管理者用ID、拠点管理者用ID、受入端末用IDの 総称
利用ユーザーパスワード	利用ユーザーIDと組み合わせて利用ユーザーを識別するために用いられ るもの 利用ユーザーパスワードの発行・変更等の各手続は、当社が別途定める
利用ユーザーアカウント	利用ユーザーID と利用ユーザーパスワードとを一組にした呼称
利用開始日	当社が契約に基づき本サービスに係る環境設定を完了させ、本サービス の提供を開始した日
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年 12 月 30 日法律第 108 号)および同法に関連する 法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)および同法に関連する法令の規定に基づき 課税される地方消費税の額(将来これら法令が改正された場合改正後の 税額とする)

第2章 トラサク サービス

(本サービスの提供)

第5条 当社は本サービスを契約者に提供します。

- 2 契約者は、法人に限ります。
- 3 本サービスの申込みは会社単位または拠点単位で行うものとします。

(管理責任者等)

第6条 契約者は、会社管理者を選任するものとします。

- 2 契約者は、会社管理者をして当社との連絡、協議等の任にあたらせるものとします。
- 3 契約者は会社管理者を変更した場合、直ちに当社に対し、当社の定める書式のデータを添付した電子メールにてその旨を通知するものとします。

(本サービスの廃止)

第7条 当社は、事業上の都合により本サービスの全部または一部の提供を廃止することがあります。

- 2 当社は、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに書面、FAX または電子メールをもって通知をした上、本サービスの全部または一部の提供を廃止します。

(本サービス終了時の処理)

第8条 本サービス利用契約(第11条第1項に定義します。)が契約の期間満了、解約または解除により終了した場合、契約者は、本サービスを一切使用できないものとします。

- 2 前条または前項に該当する場合、本サービス利用契約終了後30日以内に当社が提供した一切の物品(サービス仕様書等を含みます)を当社に返還するかまたは当社の指示に従って廃棄し、その旨の証明書を当社に送付するものとします。
- 3 本サービス利用契約終了後もなお本サービスに登録されている情報等は、契約者が所有権を放棄したとみなし全て当社の責任において削除できるものとします。

(関係会社による利用)

第9条 第5条の定めにかかわらず、当社が認めた場合に限り、契約者は、次の各号の定めに従うことを条件として、契約者の関係会社(以下、「関係会社」といいます。)への本サービスの提供分も含めて、本サービスの申込みを行うことができます。

- (1) 本サービス利用契約(第11条第1項に定義します。)はあくまで当社および契約者間の契約であるものとし、当社は関係会社に対して本約款上の義務および責任を負うものではないこと
- (2) 関係会社(関係会社の各拠点も含みます。)は、契約者の1拠点とみなすこと。
なお、これは本サービスの利用料金の算定にあたっては同様とし、契約者は関

係会社分も含め、当社に対して利用料金の支払義務を負うものとします。

- (3) 関係会社は契約者の1拠点として、本約款上契約者が負担する義務および責任を同様に負担するものとし、また、契約者は関係会社の本約款を理解させ同意を得るものとし、契約者自身の責任で関係会社の本約款を遵守させること
- (4) 関係会社による本約款違反は、契約者による本約款違反とみなすこと

第3章 契約

(契約の単位)

第 10 条 契約の単位は、第 5 条 第 3 項及び第9条の申込みごとに 1 単位とします。

(契約の成立)

第 11 条 本サービスの申込者が当社所定のサービス申込書に必要事項(関係会社がある場合には関係会社に関する事項を含みます。)を記載の上、当社に提出し、当社が当該サービスの申込みを承諾したときに本サービスの利用契約(以下、「本サービス利用契約」といいます。)は成立します。この場合、当社は当該申込者に対し、利用開始日を明記し承諾した旨を書面、FAX または電子メールで通知します。

2. 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの申込者が過去において第 18 条(禁止事項)第 1 項各号のいずれかに該当したことがある場合
- (2) 本サービスの申込者の指定した支払口座が、収納代行会社または金融機関等により利用差し止めをされている場合
- (3) 本サービスの申込書に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 本サービスの申込者が、当社と交した別の契約上の債務の履行を怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (5) 過去に不正使用などにより当社との別の契約の解除またはサービスの利用を停止されたことがある場合
- (6) 本サービス申込みを承諾することが、技術上著しい支障があると当社が判断した場合
- (7) 反社会的勢力との関係が明らかになった場合またはその疑いがある場合
- (8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があると当社が判断した場合

(最短利用期間)

第 12 条 最短利用期間は、本サービスの利用開始日から起算して 1 ヶ月間とします。最短利用期間満了までに、契約者から別段の意思表示がない場合は、1 ヶ月単位で自動的に本サービス利用契約が継続されるものとします。

(最短利用期間内の解約)

第 13 条 契約者は最短利用期間内であっても、当社所定の方法でもって本サービス利用契約を解約することができます。

2. 最短利用期間内に本サービス利用契約を解約する場合は、契約者には、残余の期間に対応する利用料金に消費税相当額を加えた額を、当社が定める期日までに一括してお支払いいただきます。残余期間に対する利用料金は、解約申込日時点の受入端末・拠点数および各種オプション料金を加味した金額にて算出します。

第4章 契約者等の義務

(申込書記載事項の変更の届け出)

- 第14条 契約者は、その氏名、住所、電子メールアドレス、拠点等申込書の記載項目(関係会社がある場合には関係会社に関する事項を含みます。)について変更があった場合は、すみやかにその旨を当社所定の書面により当社に届け出るものとします。
- 2 契約者は、次の各号に定める事項の変更を希望する場合は、その旨を当社所定の書面により、変更を希望する日の30日前までに当社に届け出るものとします。
- (1) 利用料金の支払方法の変更
 - (2) 預金口座振替に利用する金融機関もしくは口座の変更
 - (3) その他預金口座振替にかかる事項の変更
 - (4) 利用するサービス内容の変更
- 3 前項各号の変更の届け出があった場合は、当社は、第11条(契約の成立)第1項の規定に準じて取り扱うものとします。
- 4 当社は、前項の規定により変更を承諾したときは、原則として契約者が変更を希望する日から変更されたものとして取り扱います。ただし、第2項第2号または第3号については、金融機関等の都合により取扱開始日を変更する場合があります。

(契約者の地位の承継)

- 第15条 法人の合併・分割等により、契約者の地位の承継があったときは、合併・分割等の後存続する法人もしくは合併・分割等により設立された法人は、承継をした日から30日以内に当社所定の方法による変更の通知をするとともに、契約者の地位を承継したことを証明する書類を当社に提出するものとします。
- 2 法人の代表者が変更された場合も前項を準用します。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届け出があるまでの間、表見代表者を権限ある代表者として取り扱うことができるものとします。
- 4 前3項の規定にかかわらず、承継した者が第11条第2項各号の一に該当する場合、当社はその通知受領後30日以内に、当該継承者に対し書面により本サービス利用契約を解約することができるものとします。

(本サービスの利用)

- 第16条 契約者は本サービスの利用開始前に、サービス仕様書に基づき以下の事項について遅滞なく対応するものとします。
- ・運用フロー確定
 - ・関係者への周知
 - ・操作マニュアル準備
 - ・マスタ初期設定
- 2 契約者は、本約款、別に定める特約、サービス仕様書を含む細則およびその他当社が随時通知する内容に従い、本サービスに適切な操作環境ならびに動作環境を確保し利用するものとします。

- 3 契約者は、本サービスの利用に際して、第三者の権利(知的財産権やデータに関する権利が含まれますがこれらに限られません)を侵害してはならず、契約者が権利侵害により第三者に対して損害を与えた場合、または、第三者に対し損害を与えもしくは第三者との間で紛争を生じさせた場合、契約者は自己の責任と費用負担でもって解決するものとし、当社に何らの迷惑も損害も与えないものとします。
- 4 事由の如何を問わず、本サービスを契約者以外の第三者が利用したことによって、契約者に発生した損害について、当社はいかなる責任も負いません。
- 5 契約者は、第18条(禁止事項)の各号の一に違反して、当社の組み込んだソフトウェア(以下、「組み込みソフト」といいます。)を変更し、分析しまたはその他の導体に連結した場合は、その補修等に必要な費用を負担し直ちに支払うものとします。
- 6 契約者は、本サービス利用に必要な接続情報等を善良な管理者の注意をもって管理して頂くものとします。

(利用ユーザーIDおよび利用ユーザーパスワードの管理)

- 第17条 契約者は、会社管理者をして、その管掌に係る各利用ユーザーIDの管理者に利用ユーザーIDおよび利用ユーザーパスワードを管理および利用させなければなりません。
- 2 利用ユーザーIDおよび利用ユーザーパスワードの漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。
 - 3 契約者が、その管掌に係る利用ユーザーID および利用ユーザーパスワードの漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により、当社または第三者に損害を与えた場合、契約者はこれらによって生じた一切の損害を当社または当該第三者に賠償するものとします。
 - 4 当社は1拠点につき拠点管理者IDを2個付与します。会社管理者は、拠点管理者1人に対し拠点管理者ID1個を割り当てるものとします。

(禁止事項)

第18条 契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号の行為をいずれもしてはならないものとします。

- (1) 利用ユーザーIDおよび利用ユーザーパスワードを不正に使用する行為、または、第三者に使用させる行為
- (2) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行しないで本サービスを利用する行為
- (3) 本サービスを直接または間接に利用する他の契約者もしくは利用ユーザーに対し、重大な支障をあたえるおそれのある態様でもって、本サービスを利用する行為
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (6) 当社または第三者の情報を改ざんし、もしくは消去する行為
- (7) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、もしくは侵害するおそれのある行為

- (8) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
 - (9) 本サービスの全部もしくは一部をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アSEMBルする行為
 - (10) 当社または第三者に帰属している著作権、著作人格権および知的財産権に関する表示を変更、削除、不明瞭化する行為
 - (11) 本サービスを利用する上で知りえた個人情報を、本サービス利用以外の目的で利用する行為
 - (12) 本約款もしくは公序良俗に違反する行為、本サービスの運営、維持を妨害する行為、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害する行為
 - (13) 日本国法令または外国の法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為
 - (14) 上記各号の他、当社が不適当または不相当と判断する行為
- 2 前項各号の一に該当するか否かに関し調査が必要であると当社が判断した場合、当社は契約者に対し調査の協力を求めることができ、契約者はこれに協力するものとします。

(機器等の準備)

- 第 19 条 契約者は、利用ユーザーが本サービスを利用するために必要な機器(通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器)の準備、ネットワーク回線におけるインターネット接続サービスへの加入等について、自己の責任と費用負担でもって、本サービスの利用開始前に行っておくものとします。
- 2 契約者の機器が故障した場合、情報が消失することがあることを予め承諾するものとし、契約者および第三者に生じた損害について当社は、一切賠償の責任を負わないものとします。

第5章 保守

(カスタマーサポート)

第 20 条 当社は、本契約の有効期間中、カスタマーセンターを設置し、会社管理者からの問い合わせに対してのみカスタマーサポートサービスを提供します。

カスタマーセンターへの問合せの受付時間は、当社の営業日(土日祝日および当社所定の休日を除く)の 9:00～18:00 とします。

2 問合せの方法はメールによるものとします。

3 上記問い合わせは、第19条第1項に定める契約者の機器に関するものは対象外とします。

第6章 解約・契約解除およびサービスの利用中断等

(契約者が行う解約)

第 21 条 最短利用期間を超えた後の契約期間中といえども、契約者は当社に対し、当社の15営業日の予告期間において契約の全部または一部につき、当社所定の方法でもって解約することができるものとします。ただし、予告期間が15営業日未満であるときは、解約の効力は当該通知があった日から15営業日を経過した日に生じるものとします。

- 2 前項の解約により契約が終了した場合、契約者は、終了の日までに発生する当社に対する債務の全額を、当社の指示に従い、一括して履行するものとします。本サービス利用契約に基づく契約者の当社に対する一切の債務は、本サービス利用契約の解約があった後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

(当社が行う解約)

第 22 条 契約期間中といえども、当社は契約者に対し、15営業日の予告期間において、契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- 2 第 25 条(利用停止)の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、相当期間内にその事由を解消しない場合、当社は当該契約者に対し、本サービス利用契約を解約することがあります。
- 3 契約者が、第25条第1項各号の一に該当する場合、その事由の存続が当社の業務の遂行に著しい支障をおよぼすと当社が認めるとき、当社は当該契約者に対し、同条の規定による本サービスの利用の停止をしないで、直ちに本サービス利用契約を解約することができます。
- 4 第 1 項乃至第 3 項の規定による本サービス利用契約の解約は、書面、FAXまたは電子メールでもって通知することとします。

(当社が行う契約の解除)

第 23 条 契約者に次の各号の一に該当する事由がある場合、当社は、通知催告をすることなく、直ちに契約者に対し本サービス利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 18 条(禁止事項)各号のうちの 一 に該当する行為を行ったとき
- (2) 当社への申込み、届け出の内容に虚偽があったとき
- (3) 利用料金の支払債務の履行遅延または不履行があったとき
- (4) 契約者の本サービス利用の方法につき不適切と当社が判断したとき
- (5) 契約者が、1ヶ月以上業務を停止していると認められるとき
- (6) 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等の申立てを受けたとき
- (7) 手形・小切手を不渡りにしたとき
- (8) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立てをしたとき、またはこれらの申立てを受けたとき
- (9) 解散もしくは事業を廃止したとき

- (10) その他、本約款、もしくは契約条項の 1 に違反したとき
- 2 前項の規定により本サービス利用契約が解除された場合、契約者は、当該契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当社に対し、残存債務の全てをただちに履行するものとします。
 - 3 第 1 項の規定に従い本サービス利用契約が解除された場合、契約者は、当該契約解除の日までに発生した利用料金、本サービスに関連する当社に対するその他の債務の全額を、当社の指示する方法で一括して支払うものとします。

(本サービスの提供中断)

第 24 条 次の各号の一に該当する場合には、当社は契約者に対し、本サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守、点検、または工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社の本サービスのシステム保守を緊急に行う場合
 - (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生、もしくは発生するおそれがある場合
 - (4) 当社の電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
 - (5) 当社が本サービスの運用の全部または一部を中断することが望ましいと判断した場合
- 2 当社は、前項により本サービスの提供を中断するときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。ただし、緊急および当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。
 - 3 前 2 項に関わらず、本サービスは日本時間毎週土曜日 0 時 00 分から翌月曜日 2 時 00 分までの時間を定期保守の時間として、本サービスの提供を中断することがあります。

(利用停止)

第 25 条 契約者が次の各号の一に該当する場合は、当社は契約者に対し、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第 18 条(禁止事項)第 1 項各号の一に該当する行為をした場合
 - (2) 支払期日を経過してもなお利用料金の全額を支払わない場合
 - (3) 当社が不相当と判断する方法で本サービスの利用をした場合
 - (4) その他、本約款、細則または特約に違反した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日、および期間を書面、FAX または電子メールで契約者に対し通知します。ただし、緊急および当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

第7章 利用料金

(利用料金の体系)

第 26 条 本サービスの利用料金は、別紙料金表に定める通りとします。

(利用料金の計算方法)

第 27 条 契約者が別紙料金表に基づき支払う月額料金の計算は、暦月によることとします。

2 月額料金は日割り計算を行います。

(利用料金の支払)

第 28 条 契約者は当社に対し、利用開始日の属する月から契約の終了する日の属する月までの期間について、月額料金の支払いを要します。

2 前項の期間中に第 24 条(本サービスの提供中断)により利用中断とされる事態があったとしても、契約者はその期間中の月額料金の支払いを要します。

3 契約者は、別段の定めがない限り、月額料金を利用月の翌月に支払うものとします。

4 契約者は、利用料金について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関の預金口座へ振り込みにて支払うものとします。

5 前項に定めるほか、契約者は利用料金等の支払については、本サービスの申込書にて指定した場合、契約者の預金口座から当社の預金口座への振替払いすることによって行うことができるものとします。

6 利用料金が、何らかの事由によって口座から引き落とされなかった場合、当社から契約者に宛てて、第 4 項の方法による支払いを請求することになります。

7 契約者が利用料金を当社指定の口座へ振り込んで支払う場合、契約者が手数料を負担するものとします。

8 契約の終了、本サービス利用中断、利用停止、通信利用の制限、またはサービスの廃止があったとしても、既に支払われた利用料金については、当社は契約者に対し、一切返還いたしません。

(割増違約金)

第 29 条 利用料金等の支払いを故意に免れようとした契約者には、その免れた額に加え、その免れた額と同額を違約金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

2 第24条(本サービスの提供中断)の規定により本サービスの利用が停止された場合であっても、本サービスの利用料金の算出については当該サービスの利用があったものとして取り扱うこととします。

(遅延損害金)

第 30 条 契約者が、利用料金その他本約款および本サービス利用契約に基づき、当社に対して負担する金銭債務について、支払いを遅滞した場合、当該契約者は当社に対し

支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年 14.5%の割合による延滞損害金を当社が指定する期日までに支払うものとします。

(支払方法)

第 31 条 第 29 条(割増違約金)に定める割増違約金および前条に定める遅延損害金の支払いについては、第 28 条第 4 項、第 5 項または第 7 項の方法によるものとします。

(消費税)

第 32 条 消費税法(昭和 63 年 12 月 30 日法律第 108 号)および関連法令により、本サービス利用料金等に対し、消費税および地方消費税が賦課されるときは、契約者は当社に対し所定の消費税相当額を支払うものとします。

第8章 損害賠償

(非保証)

第 33 条 本サービスは契約者による計画等の登録やトラック事業者による到着・出発記録の登録等を前提とするサービスであり、当社は本サービスがいかなるときにも完全であることを保証するものではありません。

- 2 本サービスは当社のネットワークシステムがセキュリティ侵害に対し、防御が完全であることを保証するものではないことを契約者はあらかじめ承諾するものとし、ただし、契約者、当社共にセキュリティ侵害に対しそれぞれが現時点で必要と考える最善の努力をするものとします。
- 3 契約者は本サービスを利用するにあたり、本サービスの利用混雑、回線の混雑等の理由により、本サービスの利用に不具合が生じるおそれがあることをあらかじめ承諾いただくものとします。
- 4 本サービスは契約者による計画等の登録やトラック事業者による到着・出発記録の登録等を前提とするサービスであり、当社は、当社が提供する、本サービスに関する情報につき、必ずしもその完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証もするものではありません。
- 5 当社は本サービスの提供に必要な電気通信設備の障害、その他やむを得ない事由により、本サービスを利用して契約者の情報またはその他の情報が消失したといえども、消失した情報およびそれにより生じた損害についていかなる責任も負担しないものとします。
- 6 契約者は第2項、第3項または前項による情報の消失を防止するために必要な措置をとるものとします。

(保証の限界)

第 34 条 当社は契約者に対し、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、商品的価値を有すること、および不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも担保、保証するものではなく、法律上の契約不適合責任も負いません。

- 2 契約者が期待する成果を得るために本サービスの選択、導入および使用をされたとしても、これらは全て契約者の責任において行うものとします。
- 3 契約者は、契約者のソフトウェア、アプリケーション、電子ファイルなどの電子媒体となっている情報等を自己の責任で管理するものとし、契約者の情報等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接もしくは間接の損害について、原因の如何を問わず当社はいかなる責任も負わないものとします。

(損害賠償)

第 35 条 契約者が、本約款、細則または特約の定めに違反したことにより当社に損害を与えた場合、契約者は当社に対し、当社が被った一切の損害を賠償する責めを負うものとします。

- 2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用することができない状態が生じた場合に、その旨を当社が知った時刻から 24 時間以上そのことが連続した場合に限り、当社は当該契約者に対し、その生じた損害につき賠償いたします。
- 3 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります)については、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、賠償する額は本サービスの利用料金の1ヶ月分相当額(外税の消費税等相当額を加算した額とします)を限度とします。
- 4 前2項にかかわらず契約者が、当該損害賠償請求をすることができる日から 1 年を経過する日までに、当社に対し当該損害賠償請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。

(免責)

- 第 36 条 当社の責めに帰さない事由により、契約者に生じた損害については、当社は契約者に対し一切賠償の責任を負わないものとします。なお、トラック事業者等の本サービスを利用する第三者に起因する事由は、当社の責めに帰さない事由であるとみなすものとします。
- 2 契約者が本サービスの提供を受けることに関連して、契約者が被った直接もしくは間接の損害については、当社は契約者に対し、前条第 2 項ないし第 4 項に該当する場合を除き、いかなる賠償責任も負わないものとします。
 - 3 当社は、本約款に特別の規定がある場合を除き、いかなる場合にも、自己の責任に帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、遺失利益ならびに情報およびプログラム等の無体物に生じた損害については、いかなる賠償責任も負わないものとします。
 - 4 契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、契約者は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負わせないものとします。また、契約者が本サービスをトラック事業者等の第三者に利用させ当該第三者が本サービスの利用により損害を被った場合についても、同様とします。
 - 5 天災、事変その他の不可抗力により、当社が契約者に本サービスを提供することができなかった場合、当社は契約者に対し一切その履行不能の責任を負わないものとします。
 - 6 当社は、本約款に特別の規定がある場合および当社の責に帰すべき事由による場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスのシステムの不具合・故障、第三者による本サービスのシステムへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。
 - 7 当社は、本サービスの利用につき、当社が関与しないところの契約者または第三者による説明、もしくは宣伝等についてはいかなる責任も負わないものとします。

第9章 雑則

(秘密保持)

- 第37条 当社および契約者は、本サービスの利用により知り得た相手方の販売上、技術上またはその他の業務上の秘密情報(本サービス利用契約の内容、本サービスの仕様書の内容等を含む)を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、相手方の承諾なしに第三者(当社が指定する本サービスの提供業務の委託先を除きます)に開示しまたは漏洩しないものとします。ただし、法令により情報の開示を求められた場合は、相手方に書面でもって通知のうえ、開示することができるものとします。
- 2 前項の機密保持義務は、本サービス利用契約終了後も存続するものとします。
 - 3 前2項の規定は、本サービス利用契約の締結もしくは履行によって、契約者または当社が収集し、利用し、管理する個人情報についても準用することにします。
 - 4 次の各号に定める情報は、本約款で定める秘密にはあたらないものとします。
 - (1)既に公知の情報および開示後受領者の責めによらず公知となった情報
 - (2)本サービスにより知り得た以前から保有していた情報
 - (3)本サービスにより知り得た情報に依存せずに独自に開発・発見した情報
 - (4)正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - 5 秘密情報が不正に使用または開示されていることを知った場合、当社または契約者は直ちに他方当事者に通知し、対応を協議するものとします。

(著作権)

- 第38条 契約者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、本サービスを通じて提供されるいかなる著作権等情報も使用させたり、公開させたりすることはできません。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して問題を発生させた場合、自己の責任と費用負担でもって当該問題を解決するとともに、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

(権利の帰属)

- 第39条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物に関する著作権および著作者人格権ならびに知的財産権は、当社またはその他の正当な権利者に帰属するものとします。

(バージョンアップ)

- 第40条 本サービスのバージョンアップ、または新機能の追加もしくは変更については、事前に契約者に対し通知することなく、当社において随時実施できるものとします。
- 2 バージョンアップまたは新機能の追加された新サービスについて、契約者は、当社と別途協議し、合意したところに従い、これらを利用することができるものとします。

(反社会的勢力の排除)

- 第 41 条 契約者は、当社に対し、本サービス利用契約締結時において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 2 当社が契約者に対し、前項の該当性の調査のため必要とする書類または証拠となるものを求めた場合、契約者はその調査に協力し、遅滞なくこれらの資料を提出しなければなりません。
- 3 契約者は、第1項に違反する事態が生じた場合は速やかに当社に報告しなければなりません。当社は、契約者が反社会的勢力に属すると判明した場合、契約者に対し、催告をすることなく、本契約を解除することができます。
- 4 当社が、前項により本契約を解除した場合、当社は、これにより契約者に生じた損害を賠償する責を負いません。
ただし、契約者は、当社に対し賠償する責を免れないものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第 42 条 契約者は、本約款に基づくいかなる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

(第三者への委託)

- 第 43 条 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、その提供業務の一部を当社の指定する第三者に委託できることを予め承諾するものとします。

(一部無効)

- 第 44 条 本約款のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本約款の他の条項は、効力を有するものとします。

(準拠法および仲裁)

- 第 45 条 本約款は全ての事項において日本法を準拠法とし、同法により解釈するものとします。
- 2 本サービスの利用、本約款に基づく権利義務等に関し、契約者と当社との間に紛争が発生した場合、可及的速やかに円満協議により解決するものとします。当該紛争が契約者と当社双方の協議により解決できない場合、係る紛争は裁判により解決するものとします。その場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 本約款は、2026 年 3月 25 日から実施します。